

加工食品を製造・販売する際には 放射性物質検査を受けましょう。

福島県相双保健所では、放射性物質に関する基準値を超過した加工食品の流通防止と食の安全・安心確保のため、食品衛生法第28条に基づく収去検査を実施しています。

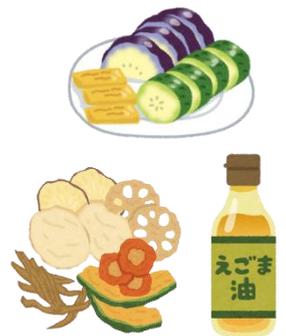
原材料では基準値を超過していなくても、工程中の乾燥や加熱などによる水分の減少、あく抜きで使用する木灰からの移行等で、完成した食品の放射性物質濃度が高まります。出荷前に検査を行い、安全な食品であることを確認しましょう。

1. 検査対象食品

これまでの検査で基準値を超過した品目、放射性物質が検出される頻度の高い品目及び食品衛生法で基準値が一般食品よりも低く設定されている品目を重点検査対象品目として収去検査を実施しています。

- (1) 山菜・きのこの加工品(乾燥きのこ、山菜水煮など)
- (2) 野菜・果実加工品(乾燥野菜、漬物類、乾燥果実、塩蔵野菜、ジャム類など)
- (3) 乾燥茶葉・野草茶・野菜茶
- (4) 魚介類加工品(魚介類加工品、海藻加工品など)
- (5) 乾燥穀類(そば粉、きな粉等)・もち類
- (6) 屋外での乾燥工程を有する加工品(凍み豆腐、凍み餅など)
- (7) ミネラルウォーター類、牛乳類
- (8) その他県内で製造・加工・販売される食品

※自家消費用の食品は受付していません。



2. 検査に必要な検体量

食品の区分		検体量(可食部)
ミネラルウォーター類、原料に緑茶を含む清涼飲料水		2,000ml 以上
牛乳・乳飲料等		1,000ml 以上
乳児用食品	固形食品	700g 以上
	液状食品	1,000ml 以上
生鮮野菜・果実		500g 以上
茶葉等を熱水で抽出して飲用される食品	チャノキ	100g 以上
	チャノキ以外	50g 以上
その他の固形食品	水戻しのある食品(切干大根、いもがら等)	200g 以上
	水戻しのない食品(菓子、そうざい、漬物等)	200g以上
その他の液状食品(ジュース、ソース、酒等)		200ml 以上

3. 検査の流れ

- (1) 検査を希望する方は、事前に福島県相双保健所食品衛生チーム(0244-26-1358)まで御連絡ください。検査日および検体受付日について調整します。
- (2) 検体は、当所に持ち込みをお願いしています。検査する食品は、包装され出荷できる状態、又は、清潔なビニール袋等に入れた状態で、御持参ください。
- (3) 福島県衛生研究所でゲルマニウム半導体検出器を用いて検査(セシウム 134、セシウム 137)を行います。
- (4) 検査結果を文書で送付いたします。

※検査は無料です(検体は食品衛生法第28条に基づく収去により無償で採取)。

4. 検査結果の公表

検査結果は、福島県食品生活衛生課において公表されます。検査結果が基準値等以下だった場合、以下の内容が公表されます。

- (1) 製造加工場所又は販売場所の市町村名
- (2) 採取日
- (3) 試料の種類
- (4) 食品区分
- (5) 測定結果

基準値を超過していた場合、出荷前の製品であれば出荷を自粛していただきます。なお、検査結果については、基準値等以下であった場合と同様の内容が公表されます。

既に流通販売されている食品であった場合、検査依頼者に対して、福島県相双保健所が調査を実施して、流通状況、製造方法等を確認します。また、上記内容に加え、製造者加工者氏名、施設所在地、当該食品に係る情報、行政措置の内容、その他の必要な事項を公表の上、製品を自主回収していただくことがあります。

5. 放射性物質の基準値

食品中の放射性セシウムの基準値は以下のとおりです。

食品群	一般食品	乳幼児食品	牛乳	飲料水
基準値	100 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	10 Bq/kg

お問合せ先

福島県相双保健所 衛生推進課 食品衛生チーム

南相馬市原町区錦町1丁目 30 番地

電話: 0244-26-1358

Mail: sousou.syokuhin@pref.fukushima.lg.jp